

第427回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和3年7月2日（金）
- 2 開催年月日 令和3年7月15日（木）午後1時30分から午後2時40分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室
- 4 出席者

委員（11名）

大井誠治会長、渡部容子委員、熊谷正樹委員、八木橋美紀委員、砂田光保委員、小川原泉委員、亙理榮好委員、藏徳平委員、湊謙委員、皂健一郎委員、齋藤千加子委員

[欠席4名：菅野信弘委員、金澤秀男委員、平井俊朗委員、三田地和彦委員]

岩手県

山口水産担当技監兼水産振興課総括課長、阿部漁業調整課長、野澤振興担当課長、小川特命課長、遠藤主任主査、山根技師、大内技師、田代技師、中井沿岸広域振興局水産部長、佐藤大船渡水産振興センター技術主幹兼水産振興課長、志田宮古水産振興センター水産振興課長、太田県北広域振興局水産部技術主幹兼水産振興課長、筒井漁業取締事務所長、大友水産技術センター首席専門研究員兼漁業資源部長

事務局

前川事務局長、日向事務局次長、田中主査

傍聴者

なし

報道関係者

河北新報社 横川琴実、岩手日報社 鎌田佳佑

5 委員会の議事

- 第1号議案 令和3管理年度における岩手県の特定水産資源（まいわし太平洋系群）の漁獲可能量の変更について（諮問）
- 第2号議案 岩手県資源管理方針の変更について（諮問）
- 第3号議案 船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕制限に関する委員会指示について
- 第4号議案 ひらめの採捕制限に関する委員会指示について

6 委員会の経過

前川事務局長

それでは、定刻になりましたので会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

大井会長

どうも皆さん、御苦勞様でございます。ただ今から、第427回岩手海区漁業調整委員会を開催いたします。開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、急な御案内にも関わらず、御出席をいただきありがとうございます。また、県の方々の御出席をいただき大変御苦勞様でございます。

さて、次第にもございますが、この度、全国海区漁業調整委員会連合会から、委員会発足70周年を記念した表彰事業において表彰される委員のお知らせがございました。当委員会から、農林水産大臣から先の委員でありました久慈市漁業協同組合委員に、また、水産庁長官から齋藤委員と先の委員でございました宮本委員に、それぞれこれまでの永きにわたる御功績に対しまして感謝状が贈られてございますので、この後、私の方から感謝状を伝達させていただきます。

また、本日の議案は「まいわしの漁獲可能量の変更」と「資源管理方針の変更」に係る県からの諮問のほか、2件の委員会指示を予定しております。よろしく御審議の程お願いを申し上げまして、開会に当りましての御挨拶といたします。本日は、大変御苦勞様でございます。

前川事務局長

どうもありがとうございました。次に次第の3でございますが、会長の御挨拶にもございましたとおり、先般、農林水産大臣から先の委員でありました久慈市漁業協同組合委員に、また、水産庁長官から齋藤委員と先の委員でありました宮本委員に対しまして、それぞれ感謝状が贈られてございますので、全国海区漁業調整委員会連合会の理事でもございます大井会長から感謝状を伝達していただきたいと存じます。恐れ入りますが、大井会長と久慈市漁業協同組合代表理事組合長であります梶委員、それから齋藤委員には、正面の席の前まで御移動をお願いいたします。

【大井会長から梶委員（久慈市漁業協同組合代表理事組合長）及び齋藤委員に
感謝状伝達】

前川事務局長

ありがとうございました。以上で感謝状の伝達を終わりますが、先の委員でありました宮本委員に対しましては、後ほど、事務局の方から伝達させていただきますことを御了承願います。

感謝状の伝達終了

前川事務局長

続きまして次第の4、議事でございますが、これ以降の進行につきましては、大井会長によりしくお願いいたします。

大井会長

はい、それでは早速ではございますが議事に入りますが、その前に出席委員を確認

させていただきます。本日は、三田地和彦委員、金澤秀男委員、平井俊朗委員、菅野信弘委員の4名が欠席でございますが、11名の委員に出席をいただいておりますので、会議は成立いたします。

次に議事録署名委員についてであります。岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条第2項の規定により、私から指名させていただきます。議事録署名委員として、亙理榮好委員と八木橋美紀委員に、お二人にお願いをいたします。よろしくお願ひします。

大井会長

それでは、第1号議案でございます。「令和3管理年度における岩手県の特定水産資源（まいわし太平洋系群）の漁獲可能量の変更について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

前川事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願ひします。第1号議案「令和3管理年度における岩手県の特定水産資源（まいわし太平洋系群）の漁獲可能量の変更について（諮問）」。要旨、岩手県知事から、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項で準用する同条第4項の規定により、農林水産大臣からまいわし太平洋系群の本県漁獲可能量の変更に係る通知がありましたことから、同法第16条第1項の規定による知事管理漁獲可能量を変更するに当たり、同条第5項で準用する同条第2項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

最初に、本議案に関連します漁業法の規定について御説明いたしますので、資料の8ページを御覧願ひします。漁獲可能量等の設定に関する規定になりますが、第15条第1項で「農林水産大臣は特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに漁獲可能量を定めること。」、同条第4項で「農林水産大臣は、都道府県別漁獲可能量を定めたときは、当該都道府県知事に通知すること。」が規定されており、その数量の変更について同条第6項で準用規定が設けられてございます。この準用規定に基づきまして、今般、農林水産大臣から本県知事あて、都道府県別漁獲可能量の変更について通知があったもので、この通知を受けました岩手県知事から知事管理漁獲可能量を変更するため、第16条第5項で準用する同条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を求める諮問があったものでございます。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明いたしますので、1ページを御覧願ひします。令和3年7月8日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は「令和3管理年度における岩手県の特定水産資源（まいわし太平洋系群）の漁獲可能量の変更について、諮問」。その後の本文の内容につきましては、ただ今、御説明いたしました農林水産大臣からの変更通知の根拠、知事管理漁獲可能量を変更するに当たっての諮問の根拠規定が記載され、結びに「貴委員会の意見を求めます。」となっております。

なお、知事管理漁獲可能量の変更の内容につきましては、2ページ以降に添付しておりますので、詳細につきましては水産振興課小川特命課長から御説明をお願いいたします。

小川特命課長

それでは、御説明をいたします。3ページ目を御覧願います。1月から12月までの令和3管理期間におけるまいわし太平洋系群について、本県は農林水産大臣から14,400トンの当初配分を受けていたところでございます。しかしながら、6月にまいわしの漁獲量が急激に積み上がり、本県漁獲可能量に占める漁獲量の割合が75パーセントを超えたことから、水産庁の仲介の下、三重県から5,000トンの漁獲可能量の融通を受け、農林水産大臣から本県漁獲可能量を19,400トンに変更した旨の通知がありました。

資料の5ページ目を御覧ください。岩手県資源管理方針の抜粋でございます。めくって6ページを御覧願います。まいわし太平洋系群の具体的な資源管理方針ですが、第3を御覧願います。漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、1の部分で概ね95パーセントを岩手県まいわし漁業に、2の部分で概ね5パーセントを県の留保に充てるとしてあります。

戻って4ページ目を御覧願います。表の右側が現行の知事管理漁獲可能量、左が改正予定の知事管理漁獲可能量でございます。左側の表、下から2段目を御覧願います。まいわし太平洋系群の知事管理区分の漁獲可能量を示してあります。変更された本県漁獲可能量の95パーセントに当たる18,430トンを岩手県まいわし漁業へ、残る5パーセントに当たる970トンを県の留保枠に充てるよう変更する案でございます。それ以外は字句の変更となっております。

以上が説明となりますが、今回のまいわし太平洋系群の知事管理漁獲可能量を変更することに当たり、諮問の内容の変更を伴わない字句の修正につきましては県に御一任いただくようお願いいたします。それでは、御審議の程、よろしくをお願いいたします。

大井会長

ただ今、第1号議案につきまして事務局及び県から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

(小川原委員、挙手)

大井会長

はい、どうぞ。

小川原委員

今、説明があったとおり14,400トンから19,400トンということで約5,000トン、今度上乘せとなったということですが、三重県から5,000トン融通してもらっている

という話を聴きましたけども、この5,000トン分についてはどうなるのですか。この19,000なんぼから三重県に5,000トン返してやるのですか。

(小川特命課長、挙手)

大井会長

はい、どうぞ。

小川特命課長

この5,000トンにつきましては、三重県から岩手県の方に融通を受けたという形になりまして、貸し借りの関係ではなく譲られたという形になりますので、本県からまた三重県に5,000トンをお返しするということはございません。

小川原委員

そうしますと、枠とすれば三重県からきた分の5,000トン、そのほかにまた5,000トンということになるのですか。

小川特命課長

そういうわけではなくて、三重県から5,000トンきて、逆に三重県の漁獲可能量5,000トン減ったという状況でございます。

小川原委員

あの私、沿岸組合からの情報であれば、宮城県はもう既に5月に4,000トン、6月に20,000トン、24,000トンの追加配分を受けてるわけですよ。これは、去年の宮城県の配分数量の40,000トンをはるかに超える56,400トンのもう枠があるわけですけども、これ水産庁のあれなんだか分かりませんが、去年の令和2年度の配分数量から見ていきますと、巻網については90.5パーセント、北海道は55.4パーセント、岩手県は53.3パーセント、宮城県は86パーセントの配分がなっているそうですけれども、このくらい格差があったほかに、また宮城県は24,000トンのあれってということで、岩手県は、じゃあ現在でもどのぐらいの水揚げがあるのです。12,000トンくらいあるんでしょ。

小川特命課長

7月13日現在で、今、12,600トン程の水揚げとなっております。

小川原委員

はい、それで今後、岩手県では水産庁に追加の配分を申請する予定はあるのですか、もうこの5,000トンで終わりですか。

小川特命課長

水産庁の方で、この当初配分、そして留保枠の配分等につきましては、国の資源管理基本方針というものがございます。この基本方針の中で、漁獲量はその県の漁獲可能量の75パーセントを超えた段階で国の留保枠の解除を行うということになってございますので、現在、うちの県、5,000トンの三重県からの融通を受けてございますので、またその75パーセントを超えた段階で、また留保枠の解除を要請していくという形で進めさせていただきたいと思っております。

小川原委員

いずれまた水産庁の留保分が243,000トンあるって聴いていましたけども、そういうことであれば、これからますます巻網にばかりこの243,000トンの分が、留保枠が全部そっちに追加になっていくという可能性が危惧されるのですけれども、何でかって言えば、この配分の数量を岩手県でもちゃんととっておかなければ、来年また配分するときのパーセンテージでこられると、この14,000トンが来年は10,000トンになりかねない場合もでてくるので、その辺を県の方ではちゃんと見極めて、今後も水産庁に追加配分については、ぜひ検討していただきたいと思います。はい、以上です。

大井会長

よろしいですか。

小川原委員

はい。

大井会長

それでは、ほか御意見ございませんか。

大井会長

御意見なければ、第1号議案について

(湊委員、挙手)

湊委員

はい、会長さん。

大井会長

はい、どうぞ。

湊委員

あの岩手県12,600トン水揚げしているということなんですが、これはまぐろと同じように水引分も足して、この目方になってるわけですか。

小川特命課長

市場から報告のあった数字が積みあがったものが12,600トンということでございます。

湊委員

そうすれば水引分は入ってないということですね。

小川特命課長

そのようになっています、はい。

湊委員

それに比べるとなんでまぐろだけが、それまで足して計算されるのか、ちょっと腑に落ちない部分があるわけなんですけど。まあいい、いいです分かりました。

大井会長

よろしいですか。

湊委員

はい。

大井会長

はい、ほかございませんか。

(「ありません」の声)

大井会長

はい、なければ、第1号議案についてお諮りをいたします。第1号議案「令和3管理年度における岩手県の特定水産資源（まいわし太平洋系群）の漁獲可能量の変更について」、異議のない旨答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

第1号議案終了

大井会長

続きまして、第2号議案でございます。「岩手県資源管理方針の変更について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

前川事務局長

はい、それでは第2号議案について御説明いたしますので、青色の表紙の資料を御準備願います。第2号議案「岩手県資源管理方針の変更について（諮問）」。要旨、岩手県知事から、漁業法第14条第9項の規定に基づき、岩手県資源管理方針を変更するに当たり、同条第10項で準用する同条第4項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します漁業法の規定について御説明いたしますので、資料の23ページを御覧願います。漁業法第14条の都道府県資源管理方針に関する規定になりますが、下から5行目の第9項を御覧ください。「都道府県知事は、前項の場合を除くほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、都道府県資源管理方針について検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。」と規定されております。方針を変更する場合には、次の第10項に準用規定が設けられておりまして、第4項「都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」という規定が適用されますことから、今般、県から資源管理方針を変更するに当たり、当委員会の意見を求める諮問があったものでございます。

それでは、知事からの諮問の内容につきまして御説明いたしますので、1ページを御覧願います。令和3年7月12日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、「岩手県資源管理方針の変更について（諮問）」。本文には、ただ今御説明いたしました方針を変更する漁業法の根拠規定と委員会への諮問規定が記載され、結びに「貴委員会の意見を求めます。」となっております。

なお、岩手県資源管理方針の変更の内容につきましては、2ページ以降に添付しておりますので、詳細につきましては水産振興課小川特命課長から御説明をお願いいたします。

小川特命課長

今回、諮問させていただく資源管理方針の変更は、漁獲量が急激に積み上がり国の漁獲可能量の留保枠からの配分を受けた場合や他県等との融通により本県の漁獲可能量が変更された場合、急ぎ知事管理漁獲可能量を変更する必要があるため、変更された本県の漁獲可能量を当初配分の割合で知事管理区分に機械的に配分することを規定するものです。

このため、本諮問においては、今回の資源管理方針変更後に本県漁獲可能量が変更された場合、同方針に従って当初配分の割合で知事管理区分に配分することも、併せてお諮りさせていただきます。

なお、案文に則り機械的に配分した知事管理漁獲可能量につきましては、漁獲可能量が変更された以後の直近の海区漁業調整委員会で報告をさせていただきます。

それでは、資料17ページをお開きください。今回変更する岩手県資源管理方針の新旧対照表でございます。表の右が現行、そして左側が改正後の方針でございます。表の左、（別紙1-2）を御覧ください。まいわし太平洋系群の具体的な資源管理方針です。

3の1を御覧願います。漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準を示しております。「95パーセント（1キログラム未満の漁獲可能量がある場合は、1キログラムに切上げ）を岩手県まいわし漁業へ配分し、残りの県の留保枠に充てる。」としてございます。右側の表にある現行に記載されている「概ね」の表記を除くことにより、機械的に配分する基準となっております。

左側の第3の2を御覧ください。「1の規定は、本県に配分された漁獲可能量が変更された場合について準用する。」としており、国の留保枠の配分など本県漁獲可能量が変更された場合は、機械的に1に記載された基準で知事管理漁獲可能量を配分する規定となっております。

また、今般のまいわしと同様、数量明示で漁獲可能量の配分を受けている他の魚種についても、漁獲量が急激に積み上がるなど知事管理漁獲可能量の変更が必要となる場合も想定されることから、迅速に対応処理するため、18ページ目の（別紙1-3）でさんま、そして（別紙1-4）でくろまぐろの大型魚、19ページ目の（別紙1-5）で

くろまぐろの小型魚、20ページ目の（別紙1－8）でまさば及びごまさば太平洋系群について、第3の漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準の規定を同様に変更しようとするものでございます。

なお、資源管理方針の変更では、字句の整理も併せて行っております。詳細につきましては、この新旧対照表を御参照願います。

以上が説明となりますが、今回の変更に当たり、諮問の内容の変更を伴わない字句の修正につきましては県に御一任いただくようお願いいたします。それでは、御審議の程、よろしくお願いいたします。

大井会長

ただ今、第2号議案につきまして事務局及び県から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら、御発言をいただきたいと思えます。

大井会長

御質問ございませんか。

（熊谷委員、挙手）

熊谷委員

はい。

大井会長

はい、どうぞ。

熊谷委員

今、この管理方針の変更がまいわしのことでお話ありましたけども、これが今そうしますと、1号議案であったようなものが自動的に諮問されずに海区のところで報告のみということになるということによろしいですか。

小川特命課長

現行の資源管理方針の方では「概ね」という表現を使っておりますので、数字の決め方に若干の幅を持たせることが可能な表記となっております。一方、新しい改正案の方ではこの「概ね」というものを取りますので、この数字にしかならないというような形で基準を定めてございます。ですので、今回の変更の部分、御承認いただきますと、機械的に変更された部分を配分いたしますので、事後の海区委員会で報告ということで、今回のように諮問をさせていただかないで、事後の報告とさせていただくような形でございます。

熊谷委員

ありがとうございました。

大井会長

よろしいですか。

大井会長

ほか、ございませんか。

大井会長

御意見等がなければ、第2号議案についてお諮りをいたします。第2号議案「岩手県資源管理方針の変更について」、異議のない旨答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(多数委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。賛成多数でございますので、異議ない旨、答申することに決定をいたします。

第2号議案終了

大井会長

それでは続きまして、第3号議案でございます。これは「船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕制限に関する委員会指示について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

日向事務局次長

それでは、第3号議案について御説明いたしますので、黄色の表紙の資料を御準備願います。第3号議案「船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕制限に関する委員会指示について」。要旨、漁場での漁業者と遊漁者とのトラブルの未然防止及びさけはえ縄漁業の操業の秩序の維持と操業の安全を図るため、漁業法第120条第1項の規定に基づき、船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕について制限しようとするものでございます。

初めに、3ページを御覧願います。本委員会指示を必要とする理由について記載してございます。最初に、1のはえ縄（いかり止めによるものを除く。）以外の釣り漁具によるさけ・ますの採捕の禁止についてでございますが、この指示は、漁場での漁業者と遊漁者とのトラブルの未然防止を図るため、昭和56年度に発動し、その後も毎年発動しているものでございます。今年度におきましても、さけはえ縄漁業の許可が見込まれ、当該漁業が操業されますので、事務局といたしましては、漁場での漁業者と遊漁者とのトラブルの未然防止を図るために、いかり止めによるものを除いたはえ縄以外の釣り漁具によるさけ・ますの採捕を禁止する必要があると考えております。

次に、2のさけはえ縄漁業の操業の時間及び操業の方法の制限についてでございますが、この指示は、平成2年度に当時の岩手県さけ・ます延縄漁業組合から要望を受けまして、当該漁業の操業の秩序の維持と操業の安全を図るために発動したものでございます。その内容は、さけ・ます延縄漁業組合における操業の自主的申し合わせ事項を基礎としておりまして、平成2年度以降も、毎年発動しているものでございます。

次の4ページを御覧願います。今年度におきましても、令和3年6月7日付けで当

委員会の会長あてに、さけはえ縄漁業を統括しております岩手県沿岸漁船漁業組合から「令和3年度さけ・ますの採捕に係る制限について（要望）」としまして、前年同様の内容で要望する旨の要望書が提出されておりますことから、事務局といたしましては、さけはえ縄漁業の操業の秩序の維持と操業の安全を図るために、当該漁業の操業の時間及び操業の方法を制限する必要があると考えております。

それでは、1ページを御覧願います。令和3年度の委員会指示の案を御説明いたします。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会指示第 号、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、岩手県の沖合海面において、船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕について、次のとおり制限する。日付につきましては、本日御承認いただければ、令和3年8月27日金曜日を予定しております。会長名でお出しいたします。

指示の内容でございますが、1、制限の期間、「令和3年10月1日から令和4年2月28日まで」、2、制限の内容、(1)の漁具・漁法については、「はえ縄（いかり止めによるものを除く。）以外の釣り漁具によるさけ・ますの採捕を禁止する。」、(2)の操業の時間については「午後8時から翌日の午前4時までには操業を禁止する。」、(3)の操業の方法についてはアとして「はえ縄漁具を敷設する場合は、その長さが4キロメートルを超えないようにし、その両端のボンデンには岸側に赤色の旗を、沖側にだいだい色の旗を、その中間に黒色の旗を掲げなければならない。この場合において、夜間は両端のボンデンには岸側に赤色の照明を、沖側に白色の照明を掲げなければならない。」、イとして「操業の禁止時間中に、漁場内でいかりを使用して漁船を係留してはならない。」、ウとして「回転灯は、投縄時以外に点灯してはならない。」でございます。

なお、御説明は割愛をさせていただきますけれども、参考といたしまして、2ページにはこの委員会指示の新旧対照表、5ページ以降には委員会指示の内容等の変遷やさけはえ縄漁業の許可隻数等の推移に関する資料を添付しておりますが、後ほど御覧いただきたいと存じます。

また、この委員会指示につきましては、県報登載に当たり、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては事務局に御一任くださるようお願いいたします。それでは、御審議の程、よろしく願います。以上です。

大井会長

ただ今、第3号議案について事務局から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等がございましたら御発言をいただきたいと思っております。

大井会長

御意見ございませんか。

（「ありません」の声）

大井会長

御意見、質問等がなければ、第3号議案についてお諮りをいたします。第3号議案「船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕制限に関する委員会指示について」、原案のとおり指示することとし、字句等の修正があった場合は、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案のとおり指示することに決定をいたします。

第3号議案終了

大井会長

それでは続きまして、第4号議案でございます。これは「ひらめの採捕制限に関する委員会指示について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

田中主査

はい、それでは第4号議案について御説明いたしますので、緑色の表紙の資料を御準備願います。第4号議案「ひらめの採捕制限に関する委員会指示について」。要旨、岩手県のひらめ資源の繁殖保護を図るため、漁業法第120条第1項の規定に基づき、ひらめの採捕等について制限しようとするものでございます。

ひらめの採捕制限に関する委員会指示につきましては、岩手県漁業協同組合連合会からの要望に対応し、平成19年から毎年発動してきております。今年も岩手県漁業協同組合連合会から同要望書が提出されておりますので、初めにその概要について御説明いたします。

3ページを御覧願います。これは、令和3年6月23日付けで岩手県漁業協同組合連合会から当委員会に対して提出された要望書の写しでございます。標題は、「ヒラメの採捕制限に係る海区漁業調整委員会指示の継続について」となっております。本文の前段では、ヒラメの資源管理に係るこれまでの取組について記載されており、後段の3行に、「今後とも漁獲努力量削減措置の効果を上げ、安定的な資源、漁獲量を確保し、漁家経営の向上に資するため、下記のとおり海区漁業調整委員会指示を継続されたい」として、記の1として「岩手県海面において、全長30センチメートル未満のヒラメの採捕を禁止すること。」、2として「この禁止の実効を上げるための措置を講じること。」、3として「発動期間を周年とすること。」と、昨年と同様の要望内容となっております。

次に、4ページを御覧願います。これは、本年3月に、岩手県漁業協同組合連合会と岩手県水産技術センターが「岩手県沖における漁業資源の生態と資源特性」として取りまとめた報告書から、ヒラメの資源動向等について抜粋したものでございます。2)の水揚動向という所を御覧願います。ここにはヒラメの水揚量が平成26年には過去最高の257トンに達したが、平成27年以降は減少に転じていること、令和2年は令和元年の115

パーセント、100トンで、過去5年平均の84パーセントとなっていることなどが記述されております。

次に、5ページを御覧願います。3)の資源動向では、県内魚市場での全長組成、水揚げされたヒラメの年齢別推定資源量や野田湾、大槌湾における稚魚分布密度に関する調査の結果などから、「本県のヒラメの資源量水準は低位で資源動向は横ばいにあると判断される」ことが記述されております。

このような結果を受けて、下段の資源管理に関するコメントでは、「ヒラメの資源量は震災以降高齢魚を主体として高い水準で推移してきたものの、近年これら的高齢魚の残存資源が減少しており、今後漁獲主体となる若齢魚も減少傾向にあると考えられ、安定的な漁獲を維持するためには、現行の資源保護措置を継続し、小型魚を確実に保護することが重要と考えられる。」と整理されております。

事務局といたしましては、ただ今御説明いたしました岩手県漁業協同組合連合会からの要望と調査研究に基づく近年のひらめの漁獲状況、資源評価などを踏まえ、ひらめの繁殖保護を図るためには、ひらめの採捕等を制限する必要があると考えております。

それでは、令和3年度の委員会指示案を御説明いたしますので、1ページを御覧願います。委員会指示案でございます。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会指示第 号、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、ひらめの採捕等について、次のとおり制限する。日付につきましては、本日御承認いただければ、令和3年8月27日を予定しております。会長名でお出しいたします。

指示の内容でございますが、1の制限の期間が「令和3年10月1日から令和4年9月30日まで」、2の制限の内容が、(1)として「岩手県海面において、全長30センチメートル未満のひらめは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関等が試験研究又は教育実習のため採捕する場合は、この限りでない。」、(2)として「漁業を営む者、漁業を営む者のために水産動物の採捕に従事する者又はこれらの者以外の者であって水産動物の採捕を行う者（以下「漁業者等」という。）は、(1)の規定に違反して採捕されたひらめ又はその製品を所持し、又は販売してはならない。」、(3)として「漁業者等が試験研究機関の標識が付いたひらめ（全長30センチメートル未満のものに限る。）を採捕し当該試験研究機関に提供するためこれを所持する場合は、(1)本文及び(2)の規定は適用しない。」でございます。

なお、参考として、2ページにこの委員会指示の新旧対照表、6ページに委員会指示の内容等の変遷、7ページに県内魚市場におけるひらめの水揚状況に関する資料、8ページには県が策定しております岩手県資源管理指針の概要を記載した資料等を添付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

以上で、第4号議案の説明を終わります。なお、この委員会指示につきましては、県報掲載に当たり、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては事務局に御一任くださるようお願いいたします。それでは、

御審議の程、よろしくお願いいいたします。

大井会長

はい、第4号議案につきまして事務局から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問ございましたら御発言をいただきたいと思います。

(湊委員、挙手)

湊委員

はい。

大井会長

はい、どうぞ。

湊委員

あのですね、漁業者の水揚げはだいたい市場の水揚げを見れば分かるわけなんですけど、遊漁者の水揚げというのは、どの程度、把握してますか。

(阿部漁業調整課長、挙手)

大井会長

はい、どうぞ。

阿部漁業調整課長

ひらめの遊漁者による水揚げの状況でございます、すみません正確のところですね、県としても把握しきれていないところがございます、そこについてはちょっと今後検討課題ということになっております。

湊委員

はい。やっぱりその辺もしっかり調べてもらっておかないと漁業者だけがその繁殖保護費を負担しているわけですよ。その辺も加味しながらやっぱり遊漁者からもなんか話を聴くと結構獲っているようですからね、まあ結構獲っているって、どの程度獲っているかって聞かれてもちょっとあれなんですけど、かなり遊漁で来てるものだから。その辺をこう、やっぱり遊漁者の方からもその資源保護のために、やっぱりそういうものを負担してもらった方がいいと思います。

(阿部漁業調整課長、挙手)

大井会長

はい、どうぞ。

阿部漁業調整課長

こういうふうに委員からの御指摘を加えまして、これまでも県とすれば遊漁船協会を通じて、例えば全長30センチメートルの採捕制限のその漁業者も守っているの遊漁者の方々も守ってくださいねという啓発のパンフレット、ちらしですとか、そういうのを配布しているところではございますが、引き続き遊漁の実態把握には努めて参りたいと思います。

大井会長

よろしいですか。

湊委員

はい。

大井会長

ほか、ございませんか。

(熊谷委員、挙手)

大井会長

はい、どうぞ。

熊谷委員

この30センチメートル制限に反対するものではないんですけど、先日ニュースでひらめの稚魚放流、末崎の施設で漁協に渡して110,000尾放流というのは、確かニュースになったと思うのですが、一時、震災の放流尾数は少なかったと思うんですけど震災前からだいたい1,100,000尾放流、それなのに資料を見ますと、資源量が非常に低位であると、なかなか上向いてこないと、これはどういう、先ほど遊漁のことで30センチメートル、遊漁者も、私、最初の頃、これで質問したことあるんですけども、徹底されていないんじゃないか、遊漁者に徹底されていないんじゃないかっていう質問をさせていただいたんですけども。本当に徹底されているのか、今、啓発しているということですけど、本当に徹底されていないんじゃないかなということも含めて、なぜこれだけ1,100,000尾放流してるのに上向いてこないのか、なんかこう分析した結果とか、ございますか。

野澤振興担当課長

震災後ですね、種苗生産している栽培漁業協会でございますけれども、そちらが被災しましてですね、やはり震災後は整備する期間が放流できなかったという実績がございまして、今、おっしゃった1,100,000尾放流ということで、積極的に放流しているところでございます。一方で漁獲が伴っていないといった、この表にあるとおりでございますが、やはり天然資源の下支えということで放流はしております、大きく乱高下するのはですね、やはり天然資源の傾向、これがやはり大きいものでございまして、やはりそれを下支えする放流資源ということで、基本的な乱高下するのはですね、やはり天然資源の影響というふうに認識しております、後一方で遊漁船の方につきましてはですね、まだいろいろ実態等、まだやっぱり調査していかなきやいけないと思いますので、今後の課題ということで取組みをさせていただきたいと思います。

大井会長

よろしいですか。

熊谷委員

ありがとうございます。

大井会長

ほか、ございませんか。

大井会長

御意見等がなければ、第4号議案についてお諮りをいたします。第4号議案「ひらめの採捕制限に関する委員会指示について」、原案のとおり指示することとし、字句等の修正があった場合は、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案のとおり指示することと決定いたします。

第4号議案終了

大井会長

これで、本日の議案につきましては以上でございます。

次にその他に移りますが、委員の皆様方から委員会で共有したい情報などはございましたら、御発言をいただきたいと思っております。

(藏委員、挙手)

藏委員

はい。

大井会長

はい、どうぞ。

藏委員

県の方にお願ひします、お伺ひします。13日に、私の所に底はえ縄漁業をしている3人の当地区の方が来まして、最初に委員の方にちょっとお願ひしますが、底はえ縄が、九戸の漁業者が、二つに分かれて今いろいろと揉めているところでございますので、ずっと八戸の方から操業を自粛するよふにということで、うちの船はほとんど止まっている状態なんです。これ以上長引くと、廃業を考えなければならないということで、県の方に、委員会、いつ頃になったら、この問題が解決をして操業できるのか、お聞きしてくれませんかということでしたんです。

これがいつ頃までに、解決がつくのかということなんです、この前、私も同席して、6月の18日に久慈で業者がお会いしましたよね。阿部さんも県の担当で。そのときに、私、ただ聴くだけで参加したんです。参加して両者が話をしているものをずっと聴いて、その後様々考えていたんですけども、これはね、あの状況だったらば解決がちょっとつかないんじゃないかと私は認識したんですよ。ですから、今どのように県の方が進めていこうとしているのか、そこがお聞きしたいんです。ですからね、皆、このなべ漁場の問題は、解決はなかなかつかないんじゃないかなあと、私はそういったように認識しているんですけども、今日、細かいあんまり、この長くあれするのは、うまく

ないと思いますので、ですから、私が、漁師の方々から、久慈の方々あるいは種市の方々から聴いてるんです。そうしたら、まずね、どっちも私の考えだり聴いてみたところ、まじめになって操業して出ようとする人もいるんですよ、久慈にもね。いろいろ、そういう悩んでいるようですが、なかなか表に出さないんです。ですから私はまず、いいものはいい、地元のものでも悪いものは悪いとはつきり私は物事言う方なんですよ。ですから、ここは片方だけ聴いて片方は聴かないとかそういうことじゃなく、漁師の方々にも私が海区調整委員であるからその相談が来たと思うんですが、これって前々の決め事、これは平成22年に青森県及び岩手県の漁業者団体間で締結された操業規程に基づいている岩手県の操業ルールを順守しなければならないとこういう規定が書かされてますよね。これに基づいてしっかりとした操業をしていけば、何も問題は起こらないと思うんです。ですからね、聴いてみると、まずはほとんど聴いてみたところは、ちょっと八戸の沿岸振興の方とも、なかなかこの厳しくて、それに操業しないで、この解決がつくまで操業しないでくださいということで、私らの漁業者が操業、沖に行かないでいるんですよ。ですから、これをなんとかして早く解決つけるようにしなければ、たぶんね11か12に沖に行ってる船なんだそうですが、種市の船も我慢にならないで行ったら、漁場が1艘の船が、レーダーで確認した分では6本がボンデン確認したそうですが、ここから入れてもいいかと思ってボンデン放ったら、そこからやると俺の縄にかかるよってということで、拒否された、やるな、そうしてやらないで、操業できないもんだから、すごい濃霧で、霧がかかって、船を確認することはレーダーでは確認したんだけど、操業できなかったということなんです。そういうふうにもね、書き物によると、最大4コースまでは、船がない場合は最大4コースまでは操業できるものとなっていてるんですが、8本も、7本も8本も操業でやったら、やってもいいとは書いてないですよ。ですからそういう何かね、決め事に全然反するような問題が生じているようですし、この前の阿部さん、お邪魔して、立会いの下に話し合いつけようねっていうことになったので、私もお邪魔してきたんですけど、なかなか、解決がつくような両者の話ではなかったと思うんです。これをですね、私なりに考えてるんですが。

大井会長

もっとね、短く分かりやすくまとめてしゃべっとかんせ。

藏委員

はい。この解決をつける方法として私なりに考えてみたところ、今のこの漁業協定を1回破棄して、青森県の漁業者と岩手県の漁業者協議会と操業協定をし直すのが一番早い解決だと思うんです。ですからそこらも踏まえて、御検討をいただきたいと思います。後で次の委員会にお願いします。どういうふうに、返事は後で結構ですので、どうか検討してください。

(阿部漁業調整課長、挙手)

大井会長

はい、どうぞ。

阿部漁業調整課長

はい、いくつか御質問と御提案がございましたけども、まずは御提案の方からですが、先ほど委員から出ました22年の1月に八戸沖沿岸漁業振興協議会、こちらと岩手県の沿岸漁船漁業組合が操業協定を締結しています。操業協定の当事者はですね、八戸沖沿岸漁業振興協議会と岩手県沿岸漁船漁業組合となりますので、まず協定当事者の意向が尊重されるべきだと、県とすれば考えています。この場で協定破棄うんぬんという議論はできるものではないというふうに考えております。続きましてトラブルの解決の方向性でございますが、これ毎年協定に基づいて、毎年4月にですね、協定会議を開催していたわけですが、今のコロナの影響もございまして、会議が開催できない状況になります。というのも、これ当事者、八戸と岩手県側の漁業者のほかに、水産庁と両県、青森県と岩手県の立ち合いがあって、初めて協定会議が成立するという事になっておりますので、今、水産庁もなかなかコロナで動けない状況にありまして、こちらの方からもその水産庁の方には、協定会議の早期再開を働きかけているところでございまして、水産庁も青森県もそちらの方に向かって、今、努力しているところでございますので、そこら辺は御理解いただければというふうに思います。以上です。

大井会長

いいすか。

藏委員

分かりました。いずれにしてもね、これを早いうちに解決つけなければ、これは時間がかかると、事がますます大きくなる可能性はあると思いますので、よろしく御審議して考えてみて御検討してください。はい、ありがとうございました。

大井会長

いいすか。

阿部漁業調整課長

はい。

大井会長

それでは、後、県から何か情報の提供等はございますか。

阿部漁業調整課長

ございません。

大井会長

事務局は、ございますか。

前川事務局長

はい、それでは事務局から御連絡いたします。次回の第428回の海区委員会についてでございますが、9月2日木曜日、午後1時30分から、会場が本日の会場と異なりまして、

紺屋町にあります盛岡市勤労福祉会館の5階の大ホールで、開催を予定しております。

御審議いただく議案は第1種区画漁業権の免許等を予定しておりますので、よろしく
お願いをいたします。事務局からは、以上でございます。

大井会長

はい、それでは以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、委員会を閉会と
いたします。皆様、大変、御苦勞様でございました。ありがとうございました。

終了（午後2時40分）
